

内子町省エネ家電製品買換促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、家庭におけるエネルギー費用の負担軽減を図るとともに、電気の使用に伴う温室効果ガスの排出量を抑制し、地球温暖化対策を推進するため、省エネルギー性能の高い家電製品（以下「省エネ家電」という。）への買い換えを行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象製品)

第2条 この補助金の対象となる省エネ家電（以下「補助対象製品」という。）は、別表に掲げる品目で、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 令和8年3月1日から同年11月30日までの間に、買い換えを目的に自ら購入し、かつ、町内に所在する自己の住宅に設置が完了したものであること。ただし、インターネット、通信販売等で購入したものと除く。
- (2) 新品又は未使用品であること。
- (3) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく小売事業者表示制度において、省エネ性能による多段階評価点が3.0以上であること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 補助金の交付の申請日において町内に住所を有し、住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 本人及び同一世帯の世帯員が町税を滞納していないこと。
- (3) 内子町暴力団排除条例（平成23年内子町条例第25号）第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等でないこと。
- (4) 他の同種の補助を受けていないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象製品の購入費（設置に伴う費用その他の経費、既設の家電の処分に係る経費並びに消費税及び地方消費税を除く。）とし、補助金の額及び補助限度額は、別表のとおりとする。

2 補助金の交付は、補助対象製品の品目ごとに、一世帯につき1回限りとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、内子町省エネ家電製品買換促進事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。）に次に掲げる書類を添えて、令和8年4月1日から同年12月25日までの間に、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象製品の購入に係る領収書等の写し（購入金額、購入日、購入店舗名及び購入製品名が記載されているもの）
- (2) 製造メーカーが発行した保証書の写し（型番及び製造番号が確認できるもの）
- (3) 設置場所を確認できる納品書等の写し
- (4) 既設の家電に係る家電リサイクル券（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第43条第1項に規定する特定家庭用機器廃棄物管理票をいう。）の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、郵送又は環境政策室への持参によるものとし、先着順に受け付けるものとする。なお、当該申請に係る補助金の額が予算の範囲を超えると認められるときは、申請の受付を終了する。

(交付の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、内子町省エネ家電製品買換促進事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、予算の範囲を超える申請があった場合は、予算に達した日を受付日とする申請書兼請求書について、抽選で交付決定者を決定するものとする。

(補助金の交付)

第7条 町長は、前条第1項の通知をしたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(協力の要請)

第8条 町長は、補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対して、必要に応じて補助対象家電の設置状況等について調査を行うことができる。

(交付決定の取消し)

第9条 町長は、交付決定者が虚偽の申請その他不正の行為によって補助金の交付を受けたと認めるときは、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(財産処分の制限)

第10条 交付決定者は、補助事業により取得した省エネ家電について、その設置の日から6年を経過するまでの間、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、町長の承認を得た場合は、この限りでない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年3月1日から施行する。

別表（第2条、第4条関係）

| 品 目 | 補助金の額 | 補助限度額 |
|-------------|---|----------------------------|
| 家庭用エアコン | 補助対象経費の2分の1以内 (その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額) | 4万円（ただし、町外の事業者で購入した場合は2万円） |
| 電気冷蔵庫・電気冷凍庫 | | |